

# 一般財団法人岩手県スキー連盟旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）定款第43条の規定に基づき、評議員、役員及び出張者（以下「役員等」という。）に対する旅費を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、連盟定款第9条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、連盟定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 出張者とは、連盟定款第4条に定める事業のために出張する者をいう。
- (4) 旅費とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

## (旅費等の額)

第3条 役員等が、次に掲げる職務のために旅行するときは、別表に基づき旅費を支給する。

- (1) 役員等が、主として岩手県内において開催される会議及び行事等に出席する場合（別表（1））
- (2) 役員等が、主として岩手県外において開催される会議及び行事等に出席する場合（別表（2））

2 連盟の事業執行のために、他団体又は関係機関に派遣を依頼した講師及び連盟の役員であっても前記に準ずる講師等の旅費については、本規程を参考にその都度定める。

3 前項の規定にかかわらず、上部団体及び所属団体等からこの規程に定める以外の用務で出張の依頼があった場合は、連盟からは旅費を支給しない。

## (補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

別表（１）（第３条第１項第１号関係）

区 分	支給基準及び支給額	備 考
1. 交 通 費	(1) 交 通 費	
	開催地より片道 10km	400 円
	30km	1,000 円
	50km	1,500 円
	100km	2,500 円
	150km	3,500 円
	151km 以上	5,000 円
2. 日 当	1 日につき	2,000 円以内

別表（２）（第３条第１項第２号関係）

区 分	支給基準及び支給額	備 考
1. 交 通 費	(1) 運 賃 普通運賃	
	(2) 特急料金 片道が 100km 以上 (指定券, 新幹線を含む)	
2. 宿 泊 費	1 泊	9,500 円以内
3. 日 当	1 日につき	2,000 円以内